

自転車交通安全教育の時間 令和4年11、12月号（第87号）

# Traffic Safety News



## 自転車安全利用五則が 新しくなりました!!

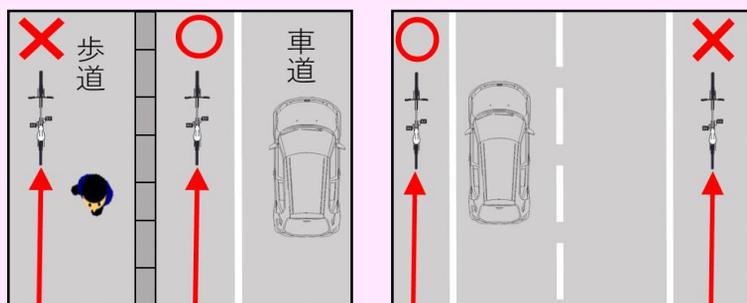


自転車を守らなければならないルールのうち、特に重要な5つを取りあげた『**自転車安全利用五則**』が、今年の11月1日から新しくなりました！  
自転車を利用する時はこれらのルールを思い出し、安全・安心に、自転車を利用するようにしましょう。

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車が歩道を通行してよいのは…

- ① 道路標識や道路標示で通行できることとされているとき。



「普通自転車の歩道通行可」



一標識

標示→



- 例外的に歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行しましょう。
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しましょう。

- ② 児童、幼児、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転をしているとき。
- ③ 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

### ② 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

↓「一時停止標識」



信号は必ず  
守りましょう！



一時停止し、左右の  
安全確認をしましょう。

### ③ 夜間はライトを点灯

ライトを点灯させると…



- ① 進路前方の情報を収集することができます！
- ② 周りの車両・歩行者に自分の存在を知らせることができます！

### ④ 飲酒運転は禁止

アルコールは“少量”でも、運転に必要な脳の機能を低下させます！

そして、もちろん

お酒は20歳になってから！



### ⑤ ヘルメットを着用

重要  
ポイント!!

令和4年4月27日に改正道路交通法が公布され、**公布から1年以内にすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されます！**

